

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【公開番号】特開2012-88844(P2012-88844A)

【公開日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-018

【出願番号】特願2010-233643(P2010-233643)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 4 6 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータにより実施される賭け方法において、

異なる種類の少なくとも2つの賭けの各々について、その各賭けと同等であることが確認された複数の予め定義した基本賭けの各部分集合に対し、前記の各賭け毎に指定されたプレミアムの部分を、プロセッサによって、分配する段階が含まれ、前記複数の基本賭けが、互いに相容れない複数の予め定義した基本結果に対応しており、更に

賭けの前記各部分集合を実行する段階が含まれている、コンピュータにより実施される賭け方法。

【請求項2】

前記の少なくとも2つの賭けの各々のオッズが、その少なくとも2つの賭けの各々の他方によって影響される請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記少なくとも2つの賭けの一方が、幾つかの得点、幾つかの勝ちゲーム、幾つかの勝ちシリーズ、幾つかの勝ち組の1つに対する賭けである、請求項1記載の方法。

【請求項4】

更に、前記方法が、単一集団による前記複数の基本結果のすべてに対する各最初の基本賭けを記録する段階を含む、請求項1記載の方法。

【請求項5】

前記最初の基本賭けの記録に続いて、プレミアムが前記基本結果に対する後続の賭けに適用され、前記各基本結果が生じた場合、各基本結果について、前記各結果への前記後続の賭けの払い戻し総額が、前記最初の全基本賭けに適用されたプレミアムの総額を、前記後続の全基本賭けに適用されたプレミアムの総額で除した商で、前記基本賭けの全てに適用した全プレミアム合計を除した値に等しくなるようにされる、請求項4記載の方法。

【請求項6】

賭け期間にわたって、前記複数の基本賭けの各々の単一ユニット毎のコストが、予め定義した通貨の予め定義した1単位に前記コストの合計が等しくなるように設定され、

前記複数の基本賭けの各々の前記単一ユニットの各々が、前記各基本賭けの各基本結果が生じた場合、前記の予め定義した通貨の予め定義した1単位の払い戻しを生じさせる、請求項1記載の方法。

【請求項 7】

前記賭けの各々の場合に、前記賭けのオッズが指定オッズ未満であれば前記指定プレミアムは全く適用されず、前記賭けのオッズが前記指定オッズより高い値であれば前記指定プレミアムの全額が適用され、前記賭けのオッズが前記指定オッズに等しければ前記指定プレミアムの全額ではない幾らかの額が適用される、請求項1記載の方法。

【請求項 8】

前記の複数の賭けの少なくとも1つの各々に対し、前記賭けの指定プレミアムが適用される割合が前記賭け期間にわたり変動する、請求項7記載の方法。

【請求項 9】

新たな賭けを受け付けた時点に、その新たな賭けの指定プレミアムの適用割合を決定するための反復処理が行われ、

各反復時に、

前記新たな賭けのオッズが、前の賭けの指定プレミアムが適用された割合に基づいて決定され、

1つ以上の前記の前の賭けの指定プレミアムが適用された割合が、前記新たな賭けの指定プレミアムの適用の前記割合に応じて行われる前記の1つ以上の前の賭けのオッズの修正に基づいて再決定され、前記反復処理が、予め定義した許容範囲内で、均衡に達するまで続けられる、請求項8記載の方法。

【請求項 10】

前記2つの賭けが、異なる時間に行われる2つの異なるスポーツ競技に対する賭けである、請求項1記載の方法。

【請求項 11】

前記2つの賭けがルーレット・ゲームの可能な結果に対する賭けである、請求項1記載の方法。

【請求項 12】

コンピュータにより実施される賭け方法において、

イベントに対する賭けを記録可能な賭け期間の終了前に、前記イベントで1位又は2位のプレーヤーに対する賭けの指標となるオッズをコンピュータ・プロセッサによって計算し出力する段階を含み、該賭けでは、前記プレーヤーが前記イベントで1位になるか2位になるかに係わりなく、前記イベントの結果に基づいて前記賭けに対する払い戻しを受けることができる、コンピュータにより実施される賭け方法。

【請求項 13】

コンピュータにより実施される賭け方法において、

複合的な結果に対する賭けの場合に、コンピュータのプロセッサが、該賭けと同等であることが前記プロセッサにより確認された互いに相容れない予め定義された複数の基本結果への複数の予め定義した基本賭けの部分集合に対し、前記賭けの指定されたプレミアムの部分を分配し、その場合、オッズが前記基本賭けの部分集合間で変動することで、前記賭けに対する払い戻しが、互いに相容れない複数の結果のどれが生じるかに応じて異なる、コンピュータにより実施される賭け方法。

【請求項 14】

コンピュータにより実施される賭け方法において、

賭けの要求をプロセッサにより受け付ける段階が含まれ、該要求によりプレミアム及びオッズが指定され、また

予め定義した条件に従って実行すべき前記指定プレミアムの割合をプロセッサによって決定する段階が含まれ、しかも、前記条件によれば、前記要求された賭けのオッズが前記指定オッズ未満の場合は、前記指定プレミアムが全く適用されず、前記要求された賭けのオッズが前記指定オッズを超えた場合は、前記指定プレミアムの全額が適用され、前記要求された賭けのオッズが前記指定オッズに等しい場合は、前記指定プレミアムの全額ではない幾らかの額が適用され、更に

前記決定に従って前記賭けの実施を前記プロセッサによって処理する段階が含まれる、

コンピュータにより実施される賭け方法。

【請求項 1 5】

前記賭けはレース競技に対する賭けである、請求項 1、2、4 - 10，及び 12 - 14 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 1 6】

前記賭けは競馬競技に対する賭けである、請求項 1、2、4 - 10，及び 12 - 14 のいずれか一項に記載の方法。